

新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響を受けられた場合の 契約の継続手続きおよび共済掛金の払込みに係る特別措置について（更新）

当組合では、新型コロナウイルス感染症により影響*を受けられたご契約者の皆さまを対象に、継続契約の締結手続きや共済掛金の払込みにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

※ ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理所等との対面をご希望されない場合、ご契約の共済代理所が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

I. 対象地域

大阪府・京都府・兵庫県

II. 適用対象の方

- ① 当該感染症による影響（※）を受けられたご契約者
- ② 当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった共済代理所等がお取り扱いしているご契約者
- ③ ご契約者が当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等の方
- ④ その他当組合が本措置を適用することが妥当と判断した方

III. 特別措置の内容

（1）継続契約の締結手続き猶予

2021年4月26日から2021年6月30日までに共済期間の終期が到来する共済契約に対する継続契約の締結手続きについては、2021年6月30日を限度としてこれを猶予いたします。

（2）共済掛金の払込み猶予

2021年4月26日から2021年6月30日までにご契約者が払込むべき共済掛金の払込みについては、2021年6月30日を限度としてこれを猶予いたします。

※ これらの特別措置の適用をご希望の方は、ご契約の共済代理所または当組合の窓口（最寄りの支部・支局）までお問い合わせください。
また、上記の特別措置の内容は、今後の状況等により変更する場合がありますので、ご了承ください。